

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 8 年度松阪市生活困窮者等就労支援事業運営協議会定例会
2. 開 催 日 時	令和 8 年 7 月 1 日（水）午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所 5 階 特別会議室
4. 出席者氏名	（委 員）※◎会長 三重労働局職業安定部長（山口大樹） 三重労働局訓練課長（土屋ゆり） 松阪公共職業安定所所長（伊藤友彦） 松阪公共職業安定所統括職業指導官（高木俊宏） ◎松阪市福祉事務所長（大西） 保護自立支援課長（原田） こども局こども未来課長（渡邊） （事務局） 保護自立支援課 生活サポート係（上村・達井） （参考人） ハローワーク就労の広場ナビゲーター（山田美香） 生活相談支援センター（格嶋瑞穂） 保護自立支援課 就労支援プログラム担当（青木正）以上 12 名
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1 人
7. 担 当	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市 健康福祉部 保護自立支援課 生活サポート係 担当者：上村、達井 電 話：0598 - 53 - 4670 F A X：0598 - 26 - 9113 e-mail：seikatsu@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 令和 7 年度「就労の広場 求職者相談コーナー」の実績について
2. 令和 8 年度事業実施計画（案）について
3. その他

議事録 別紙

令和 8 年度 松阪市生活困窮者等就労支援事業運営協議会定例会（概要）

日時：令和 8 年 7 月 1 日（水） 午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

場所：松阪市役所 5 階 特別会議室

参加：松阪市福祉事務所長 大西 学

三重労働局 職業安定部長 山口 大樹、訓練課長 土屋 ゆり

松阪公共職業安定所長 伊藤 友彦、統括職業指導官 高木 俊宏

松阪市福祉事務所 保護自立支援課長 原田 純弥

松阪市健康福祉部 こども局こども未来課長 渡邊 匡紀

就労の広場 就労ナビゲーター 山田 美香

生活相談支援センター センター長 格嶋 瑞穂

（事務局）保護自立支援課 生活サポート係長 上村 言葉、係員 達井 大暉

1. あいさつ

- ・会長あいさつ（福祉事務所長）
- ・会長代理あいさつ（三重労働局 職業安定部長）

2. 自己紹介

3. 協議事項

（1）令和 7 年度「就労の広場 求職者相談コーナー」の実績について

【松阪公共職業安定所 説明】

- ・支援対象者数は 153 人（生活保護受給者 84 人、児童扶養手当受給者 10 人、住居確保給付金受給者 4 人、生活困窮者 55 人）で、前年度（158 人）に比べて 96.8%と減少したが、職業相談延べ件数は 1,943 件で、前年度（1,856 件）に比べて 104.7%と増加した。
- ・生活困窮者の支援対象者数はほぼ変わらないが、就職に向けて複数回の面接指導等より綿密に支援を実施した結果、職業相談件数が増加した。
- ・就労支援対象者数は目標値 180 人以上に対し実績が 153 人と達成率は 85.0%にとどまった。就職者数は目標値 126 人以上に対し実績は 132 人で達成率 104.8%となった。
- ・国が定めている支援対象者数に対する就職者数の割合の目標値は 69.6%、実績は就労支援対象者数 153 人に対し、就職者数 132 人と 86.3%で目標値を達成した。

【委員からの意見】

- ・特になし。

【保護自立支援課（生活保護）…実績と現状の説明】

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業において支援要請の発行件数の目標件数が 100 件のところ 90 件（事務局訂正 84 件）と目標達成ができなかった。
- ・稼働世帯が減ってきており支援要請の対象者数が減少した。

- ・生活保護受給世帯である 1,761 世帯のうち高齢者世帯が 1,065 世帯と 6 割を超える。
- ・生活保護の申請件数は増加しているが、廃止世帯も多いため生活保護世帯は減少している。

【保護自立支援課（生活困窮）…実績と現状の説明】

- ・生活困窮者自立相談支援事業について、新規ケースは 389 名で継続件数は 4,692 件。相談件数は前年度に比べ減少している。就労支援対象者数は 57 名であり、昨年度より少し減少した。
- ・住居確保給付金支援事業について、相談件数は増加したが申請件数と支給決定数はともに減少した。
- ・家計改善支援事業について、生活困窮の他事業の全体的な相談件数が減少傾向にある中、相談件数が 912 件から 1,131 件と 219 件増加している。物価高の状況で困窮者の相談が増えていることが原因だと考えられる
- ・就労準備支援事業について、相談対応件数・プログラム作成件数はともに減少している。

【こども未来課…実績と現状の説明】

- ・児童扶養手当の受給者数は年々減少してきており、令和 7 年度は 1,387 人であった。出生数の減少が影響していると思われる。
- ・現況届の通知に就労の広場のチラシを同封し、就労相談への案内をしている。
- ・児童扶養手当の新規申請の際にも生活実態を聞き取り、就労の広場への案内を行っている。
- ・ひとり親家庭に対する就労支援（ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金）としては、必要な資格や技能を身につけるため、教育訓練講座を受講終了した場合に、その費用の一部を助成する技術支援や教育訓練給付金等を支給して支援を行っている。

【委員からの意見】

- ・特になし。

協議事項(1)令和 7 年度「就労の広場 求職者相談コーナー」の実績について承認を求める。

< 異議なし 承認 >

3. 協議事業

(2)令和 8 年度松阪市生活困窮者等就労支援事業実施計画（案）について

【事務局 説明】

- ・事業内容等は資料のとおり。

今年度の変更点

- ・事業内容について、6 月 22 日にタブレット更改を行いコーナーにはタブレット端末 1 台を設置している。
- ・事業目標について、就労者数が前年度 126 人以上から 1 人増の 127 人以上とする。

【松阪公共職業安定所 説明】

令和 8 年度 生活保護受給者等就労自立促進事業実施計画について

・資料のとおり。

(2)児童扶養手当受給者の就労支援について

・「ひとり親全力サポートキャンペーン」の窓口設置は行わずチラシ同封を実施する。

【委員からの意見】

・特になし。

協議事業(2)令和 8 年度事業実施計画（案）について承認を求める。

< 異議なし 承認 >

【生活相談支援センター、ハローワーク「就労の広場」より説明】

現在の相談窓口の様子、相談内容の傾向、日頃の連携方法、現場での課題などを生活相談支援センター、ハローワーク「就労の広場」より説明。

【生活相談支援センター 説明】

・松阪市から、生活困窮者自立支援制度について各事業を受託している。

(本日の報告についての補足・現状説明)

- ・若年層からの相談や住居に関する相談が増えてきているように感じる。債務問題などを背景に家族負担の経験や保証人を必要としない住居の転居に関する相談、離職に伴う住居確保給付金に関する相談などが増加傾向にある。
- ・相談者の年齢層としては 70 歳以上の高齢者や 10 代からの相談が多い。複合的な問題を抱えていることが多く、若年層への支援に関わるケースが増加している。
- ・若年層の相談では、ひきこもり状態にあることが多く、就労準備支援を経て求職活動に移行し、就労につなげている。
- ・20 代から 50 代はうつ病などの精神疾患を背景に、離職を経験した方や継続した就労が困難な方からの相談が多い。担当医師の見解を踏まえながら本人の意思を反映し支援をしている。
- ・ハローワークと隣接していることを活かし、相談者の状況や就労準備の段階に応じた職業相談や求人紹介など一人ひとりに応じた切れ目のない相談支援を行っている。

【ハローワーク「就労の広場」説明】

- ・令和 7 年度は介護系の訓練を受講し、そのまま就労につながった方や資格を活かし、就労につなげ保護世帯を脱却した方などがおり、たいへん喜ばしかった。
- ・生活困窮者の一般就労の相談は 70 代が多い。ひきこもり相談からのつなぎでは 20 代から 40 代が多く、保護世帯では親に障がいや傷病があるため就労が難しいが、10 代のこどもが求職活動を行うケースもある。
- ・昨年度は住居確保給付金受給者が少なかったが今年度に入ってから増加しており、就労につながるパターンも見られ密接して連携が取れている強みだと考えている。
- ・市役所の開庁時間が 9 時～16 時半となったことに伴い、関係機関と連携が取れる時間

が増えよりよい連携を取ることができている。また、生活保護世帯からの相談件数は減っているが就職件数は増加をしており、生活困窮者の相談件数は増加しているため引き続き連携をお願いしたい。

- ・関係機関と打ち合わせを行い、支援対象者や就労者数の増加に努めていきたい。求職者に対しては、関係を続けることが大事であるため信頼関係を大事にし今後に向けて支援をしていく。また、保護受給者については本人の低い自己肯定感に合わせ、ハードルの低い仕事を紹介し、就労につながるよう支援をしていく。
- ・保護受給者の中には就労に対する不安感が大きく、なかなか就職活動に気持ちが向かない方もいる。そういった方にはケースワーカーに同席してもらい一緒に支援をしていただけるとありがたい。

【委員からの意見】

- ・特になし。

【三重労働局 説明】

- ・生活保護受給者就労自立促進事業について、令和7年度は目標69.6%のところ86.3%と目標を上回った。支援対象者数、就職者数ともに減少してきてはいるが、就職率は高い水準を保っている。
- ・松阪市においては現況届へのチラシ同封や窓口での案内、生活困窮部門ではスムーズなプラン作成など連携がととてもできている。引き続き連携に協力をお願いしたい。

【委員からの意見】

- ・特になし。

【委員から今後の方針についての意見等】

- ・ひとり親家庭に対する就労支援について、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の対象かどうかをこども未来課の窓口や就労の広場など近場で直接確認できるとありがたい。
→(松阪公共職業安定所)厚生労働省の指定口座であることや、その他にも様々な要件を満たしていることが必要である。市役所内で要件の確認をすることは難しい。
- ・生活保護世帯について、就労意欲が高い人は保護世帯脱却ができるが就労の継続が課題となっていると考える。ワーカーとの連携を引き続きお願いする。
- ・松阪市は保護世帯、生活困窮世帯と就労の広場が連携を密に取れているため就職率が高い。ケースワーカーにも同行支援をしてもらっている。今年は特に、就労の定着に向けてケースワーカーと連携をし進めていく。
- ・自治体と労働局で実施機関は違うが、福祉と就労支援が切れ目なくつながっていくことが利用者のためには重要だと考える。引き続き連携した支援をお願いしたい。

【会長より】

- ・行政も、生活困窮世帯担当部署である生活サポート係と保護世帯担当部署である保護課が2年前から同じ課(保護自立支援課)になり連携がしやすくなった。今後もよりよ

い就労支援のために連携をお願いしたい。

- ・閉会のあいさつ

午前 10 時 30 分 閉会